

選択的夫婦別氏制度に関する 審議の中間まとめ

平成13年10月11日

男女共同参画会議
基本問題専門調査会

目 次

これまでの経緯等	1
1 男女共同参画社会基本法の成立について	2
2 世論の変化について	3
3 選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる 不利益について	4
4 憲法上の問題点について	6
5 家族の関係について	7
6 子どもへの影響について	8
7 その他	9
まとめ	9

これまでの経緯等

我が国に近代的な意味での氏の制度が導入されたのは、明治政府成立後のことで、明治3年に平民に氏の使用が許可され、同8年に氏の使用が義務化された。妻の氏については、「所生（生家）の氏」を使用することとされていたが、明治31年制定の（旧）民法により、戸主の氏を称することとされた。

戦後、日本国憲法の制定とともに民法（親族編・相続編）も、「家」制度、妻の無能力など基本的な部分は廃止・改正され（新民法）、夫婦の氏については、夫婦同氏の原則を維持しつつ、「夫又は妻の氏」を称することとして形式的には男女平等とした。

その後、民法においても、離婚に際しての婚氏統稱制度の導入など、個人の選択を拡大するための改正が行われた。また、国連婦人の十年などを通じての意識の高まりや女性の社会進出等を背景に、改姓による職業生活における不利益の解消を求める声が強まってきており、世論調査の結果でも、選択的夫婦別氏制度に賛成する意見が総じて増加傾向にある。昭和54年に国連で女子差別撤廃条約が採択されたことは、選択的夫婦別氏制度の導入意見に一層拍車をかけることになった。また、平成8年、法務大臣の諮問機関である法制審議会は選択的夫婦別氏制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、導入に慎重な意見もあり、法制化には至らなかった。

平成11年6月には、男女共同参画社会基本法が成立し、基本理念の一つとして「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」ことが掲げられた。また、平成12年9月に、男女共同参画審議会が、男女共同参画の視点から、夫婦同氏制など家族に関する法制等について必要に応じて見直しを行うべき旨の答申を提出しており、これを受けて

同年12月に政府が策定した男女共同参画基本計画では、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」において、「男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入・・・について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める」とされている。

平成13年、中央省庁再編に伴い、内閣府に4つの重要政策に関する会議の1つとして、男女共同参画会議が設置され、その下に、基本問題専門調査会が置かれた。同会は、男女共同参画社会の形成を促進していく上での基本的な考え方に係る事項及び基本的な考え方とかがわりが深く国民の関心も高い個別の重要課題について検討するものとして設置されたものである。当専門調査会としては、このたび5年ぶりに選択的夫婦別氏制度に関する世論調査が実施されるなど新たな動きがあったことを受けて、個別課題としてこの問題を取り上げることとした。審議に当たっては、選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる現実面・実生活面での不利益という点では従来必ずしも問題点が十分に把握・整理されていなかったこと等にかんがみ、具体的な体験や事例を広く国民から募集した。

以上の経過を踏まえ、当専門調査会は、選択的夫婦別氏制度に関する審議について中間的な取りまとめを行うこととした。

1 男女共同参画社会基本法の成立について

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年2月）の結果では、社会全体における男女の地位の平等感について、男性の方が優遇されているという回答が全体で4分の3以上を占めるなど、実質的平等は実現されていないと感じている者の割合が多い。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、平成11年6月に、男女共同参画社会基本法が、衆参両院とも全会一致で可決され、成立した。男女共同参画社会基本法第4条は、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある」ことから、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」と規定し、これを男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとしている。

しかしながら、夫婦の97%において妻が改姓しているという社会的事実の下で、後述する事例募集の結果から明らかなように、夫婦同氏が強制される制度によってとりわけ女性が様々な場面で不利益を被っており、このことは男女共同参画社会の形成の基本理念からも憂慮される。

2 世論の変化について

選択的夫婦別氏制度を導入すべきかどうかについて、昭和62年に行われた世論調査では賛成する者の割合が13.0%であったのに対し、平成8年には32.5%に増加しており、賛成する者の割合は総じて増加傾向にあった。こうした中、本年5年ぶりに行われた世論調査（「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」）の結果が去る8月に公表された。

これによれば、従来実施してきた世論調査で初めて、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」とする者（以下、賛成する者という）の割合（42.1%）が、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」とする者（以下、反対する者という）の割合（29.9%）を上回った。また、年齢別に見ると、20歳代から50歳代までの者において、賛成する者の割合が反対する者の割合を上回った。さらに、20歳代及び30歳代の若い世代においては、賛成する者の割合が初めて過半数を占めるに至っており、「現在の法律を改める必要はない」の4～5倍に達している。男女の性別による違いよりも、年代による違いが大きく、これから婚姻を控えた当事者である若い世代にとって選択的夫婦別氏制度への希望が広がっていることを物語っている。

このことは、選択的夫婦別氏制度の導入を認めることについて、国民の理解が進んだことを示す極めて重要な変化であると考えられる。また、この傾向は、これまでの延長線上にあり、しかも今後この趨勢がますます広がるものと考えられる。

3 選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益について

女性の社会進出、ライフスタイルの多様化等、最近の社会経済情勢等の変化により、選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益の場面が増大している。当専門調査会においては、去る8月1日から31日まで、選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益について、具体的な体験や事例を広く国民から募集したところ、合計約600通（うち、男性58通）に及ぶ体験や事例が寄せられた。

まず、職業生活上の不利益としては、改姓によって同一人物であることが分からなくなり、仕事の機会を失うなど支障が生じたとするものや、研究者からは論文の執筆者名を変えることによって信用や実績が断絶されたという事例が寄せられている。

このような不利益を回避するために、職場で旧姓を通称として使用する者もいるが、通称名と戸籍名を二重に使い分けなければならず、本人のみならず周囲・社会に混乱が生じたという事例が寄せられている。また、国際化が進む中で、所有する身分証明書（パスポート）が戸籍名であったため、海外出張の際に同一人物であることを証明するのに苦労したという事例もある。

また、両家が氏を存続させることを希望することから、長男・長女同士等の婚姻の妨げとなっているとする事例も寄せられており、夫婦同氏制度は婚姻の自由や少子化への対応の観点からも問題があるとの指摘もある。一方で、不利益を避けるため、形式的に離婚届を提出したり、あるいは、そもそも婚姻届すら提出していない、いわゆる事実婚を選択する者も少なくなく、法律婚制度の形骸化を招いている。

その他、日常生活上の様々な不利益が寄せられているほか、改姓を契機に夫の親族から「家の嫁」として従属的立場を強いられたとするものや、改姓により自己喪失感や男女の不平等感を感じたとするものもあった。

また、男性が改姓することは稀であるがゆえに、男性の不利益がより深刻となる場面も生じている。

これまで政府は、国の行政機関の職員の旧姓使用を認める（平成13年10月1日施行）など、選択的夫婦別氏制度が導入されていないことに伴う不利益の軽減に努めてきた。しかし、いまだ住民票、運転免許証等、多くの公的場面で旧姓の通称使用は認められていない状況にある。今後旧姓の通称使用の範囲が拡大したとしても、長期間保存される公的書類においては、

戸籍名と異なる通称使用に限界がある。また、通称名と戸籍名の使い分けに伴う混乱等はなお存在する。さらに、憲法学の立場からは、婚姻するためには改姓が強制されることによる問題点も指摘されており、夫婦同氏制度であることによって生じている問題の根本的解決のためには、民法において所要の措置が採られることが望ましい。

4 憲法上の問題点について

夫婦同氏を規定する民法第750条については、近時の人権概念の拡大・進展及び人権意識の高まりの中で、憲法とのかかわりにおいても問題があるのではないかと憲法学の立場からの指摘もあり、少なくとも立法政策上考慮されるべきではないかと考えられる。

例えば、現行民法は婚姻に際して当事者のいずれか一方が氏を変更するよう求めているが、氏名を法律上保護されるべき利益とする法感情が一般的になり、最高裁も氏名が「個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するもの」(最三小判昭和63年2月16日、民集42巻2号27頁)としている今日、自分の氏を維持するために婚姻を躊躇したり事実婚を選択したりしている者が少なからず存在することを考えると、この制度は婚姻を両性の合意のみに基づいて成立すると規定した憲法第24条第1項の趣旨に合わなくなっているのではないかと指摘もある。

憲法第24条第2項は、婚姻に関して、法律は両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと規定している。夫婦同氏を規定する現行民法は、形式上平等であるが、今日社会的事実として夫婦の97%において妻が夫の氏に改めている現状はこの規定が現実の社会の中で男女に中立的に機能していないことを示すものであって、実質的には差別的な効果を及ぼしているのではないかとする指摘もある。

5 家族の関係について

選択的夫婦別氏制度を導入することが、家族の一体感（絆）を弱め、ひいては夫婦の不仲、離婚の増加、家族の崩壊をもたらすのではないかとの意見もある。しかしながら、婚姻により改姓した者とその親との絆が弱まるとは一概にはいえない。また、氏を同じくしていても、家族における対話の欠如等から、家族の一体感（絆）が実質的に失われている場合もあるだろう。さらに、夫婦同氏制度の現行法の下においても離婚は増加傾向にあり、離婚の増加や家族の崩壊は、同氏・別氏制とは関係なく、家族の対話の欠如等、別の原因によってもたらされると考えられる。他方、氏を同じくすることにより一体感（絆）を強めようとする夫婦と同様に、互いの氏を尊重することによって二人の信頼を深めようとする夫婦もいると考えられる。

今回の世論調査の結果では、「家族の名字（姓）が違って夫婦を中心とする家族の一体感（絆）には影響がないと思う」と答えた者の割合は、52.0%で過半数に達している。一方で「家族の名字（姓）が違ふと家族の一体感（絆）が弱まると思う」と答えた者の割合は41.6%であった。また、影響がないと答えた者の割合は、若い世代で特に高くなっていることにも注目すべきである。

当専門調査会は、家族の一体感（絆）にとって最も大切なことは、同氏という形式ではなく、愛情や思いやりといった実質であると考えます。今日、夫婦は対等なパートナーとして互いに尊重し合うことによって、深い理解と愛情が育まれるものと考えます。そして、それぞれの夫婦の希望によって、同氏か別氏かを選択することを認めるような、多様な生き方を認め合う社会であることが望ましい。

6 子どもへの影響について

選択的夫婦別氏制度を導入することは、子どもに好ましくない影響を与えるのではないかという懸念が見られる。子どもは親と氏が異なることに起因する不安を感じるとの懸念については、例えば、我が国では母方の祖父母と孫は氏が異なる場合が多いが、祖父母からも孫からも氏の違いとは全くかわりなく自然に付き合っているのが普通である。また、離婚や死別によって母親が旧姓に戻ったり再婚したことによって母親が氏を変え、子どもと母親の氏が異なった場合でも、これにより両者の一体感が弱まるとはいえないであろう。家族における子どもの安心感にとって重要なものは、親子間の対話や愛情であって、親子が同氏であることではないと考えられる。

また、周囲からの偏見を受けることによって、子どもが不利益を被るとの懸念については、選択的夫婦別氏制度が導入され、制度に対する理解が広まるにつれ、氏が異なる家族を普通の家族でないとするような偏見は解消されていくと考えられる。しかしながら、今回の世論調査の結果では66.0%が子どもに好ましくない影響があると答えている。したがって、政府が導入される制度の趣旨や意義について適切に広報活動を行うことが重要であると考えられる。

さらに、選択的夫婦別氏制度の導入により、夫婦の不仲や離婚をもたらす、これに巻き込まれることによって、子どもは好ましくない影響を被るとの懸念については、「5 家族の関係について」で述べたように、家族の一体感（絆）にとって最も大切なことは同氏という形式ではなく愛情や思いやりといった実質であって、選択的夫婦別氏制度の導入は不仲や離婚とは別個の問題であると考えられる。

国のあらゆる政策の立案と実施に当たって、子どもの福祉は極めて重要な課題である。当専門調査会は、個の選択を許容し、互いの個性を尊重し合う親は、同氏・別氏にかかわらず子どもに対しても正面から向き合い、画一的な枠にはめることなく、その多様な個性を愛情をもって育むものとする。

子どもへの影響に対する懸念は、政府が制度の趣旨や意義について適切に広報活動を行うとともに、多様性を認める教育など、社会全体が子どもへの影響について十分配慮することによって払拭されていくものと考えられる。

7 その他

諸外国の法制を見ると、近年選択的夫婦別氏制度の導入が進んでおり、今日では主要な先進諸国において、夫婦同氏を強制する国は見られない。

まとめ

当専門調査会は、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するため、夫婦が同氏か別氏かを選択できる選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいと考える。このことは、少子化への対応の観点から婚姻の妨げを取り除くことにもつながるものである。また、諸外国でもあまり例を見ないほどの少子高齢社会において、我が国の社会を維持・発展させるためには、高齢者とともに、女性の能力を活かすことは喫緊の課題であり、職業生活を送る上で支障となるものは除去することが必要である。

当専門調査会としては、選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待するものである。

なお、制度の導入に当たっては、政府が制度の趣旨や意義について適切な広報活動を行うとともに、社会全体が子どもへの影響について十分配慮することが重要であると考えます。

参 考 資 料

- 資料1 民法（明治29年法律第89号）（抄）
- 資料2 旧民法（昭和22年法律第222号による改正前のもの）（抄）
- 資料3 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）（抄）
- 資料4 「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 - 21世紀の最重要課題 - 」（平成12年9月26日男女共同参画審議会答申）（抄）
- 資料5 男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）（抄）
- 資料6 婚姻制度等に関する民法改正の検討の経緯
- 資料7 「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）（抄）
- 資料8 「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」（平成13年）（抄）
- 資料9 選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益についての事例募集の結果について
- 資料10 国の行政機関での職員の旧姓使用について（平成13年7月11日人事担当課長会議申合せ）
- 資料11 各種国家資格における旧姓使用状況について
- 資料12 各種免許等における旧姓使用について
- 資料13 日本国憲法（抄）
- 資料14 夫の氏・妻の氏別にみた婚姻件数
- 資料15 夫婦の氏に関する各国法制

資料 1

民法（明治 29 年法律第 89 号）抄

第四編 親族

第二章 婚姻

第二節 婚姻の効力

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第三章 親子

第一節 実子

第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

嫡出でない子は、母の氏を称する。

資料 2

旧民法（昭和 22 年法律第 222 号による改正前のもの）（抄）

第四編 親族

第二章 戸主及ヒ家族

第二節 戸主及ヒ家族ノ権利義務

第七百四十六条 戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス

第三章 婚姻

第二節 婚姻ノ効力

第七百八十八条 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル
入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル

資料3

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）（抄）

【前文】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

資料 4

「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 - 21世紀の最重要課題 - 」
(平成12年9月26日男女共同参画審議会答申)抄

第2部 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

1 男女共同参画を推進する社会システムの構築

(1) あらゆる社会システムへの男女共同参画の視点の反映

【視 点】

基本法では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないと規定している。我が国の社会制度・慣行の中には性別による固定的な役割分担を前提とするものや、それ自体は明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立的に機能しないものが残されている。こうした社会制度・慣行について、男女共同参画の視点に立って見直していく必要がある。

〔以下略〕

【具体的な取組】

我が国の社会制度・慣行には、男女が置かれている立場の違いなどを反映し、あるいは、世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能していないものが少なくない。このため、男女共同参画の視点に立って、これらが中立的に働くような方向で見直しを行う必要がある。例えば、夫婦同氏制など家族に関する法制〔中略〕等、個人のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つものについて、個人の選択に対する中立性の観点から総合的に検討を行い、世帯単位の考え方を持つものについては個人単位に改めるなど、必要に応じて制度の見直しを行うべきである。また、これらの制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要である。それに資するため、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う必要がある。

〔以下略〕

資料 5

男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）抄

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本的方向	
<p>(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</p> <p>社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実には男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。</p> <p>女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画していける条件を整備していくことが必要である。個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う。</p> <p>これまで、我が国の社会制度等について、男女共同参画社会の形成という視点からの調査が十分行われてきたとは言えない。このため、政府の施策が、女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めていくこととする。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>〔中 略〕</p> <p>・ 家族に関する法制の整備</p> <p>男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>内閣府、法務省、財務省、厚生労働省、関係府省</p>

資料 6

婚姻制度等に関する民法改正の検討の経緯

昭和50年 国連総会で「国際婦人年」として決議され、それに続く10年
間を「国連婦人の10年」と定められる。総理府に「婦人問題企
画推進本部」が設置される。

昭和54年 国連総会において「女子差別撤廃条約」が採択される。

昭和60年 我が国が「女子差別撤廃条約」を批准する。

昭和61年 婦人問題企画推進本部が「婦人問題企画推進有識者会議」を
設置する。

昭和62年 世論調査（夫婦別姓賛成 13%、同反対 66%）

平成 2年 世論調査（夫婦別姓賛成 30%、同反対 52%）

平成 3年

1月 法制審議会身分法小委員会が審議を開始する。

4月 婦人問題企画推進有識者会議が「国内行動計画」を閣議に報
告する。その中で法務省に対し、「男女平等の見地から、夫婦
の氏や待婚期間のあり方を含めた婚姻及び離婚に関する法制の
見直しを行うこと」が提言される。

平成 4年 法務省民事局参事官室が法制審議会身分法小委員会の審議の
結果を踏まえ「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報
告（論点整理）」を公表。

平成 6年

7月 法制審議会民法部会が審議結果をまとめた「婚姻制度等に関
する民法改正要綱試案」を承認。

9月 世論調査（夫婦別姓賛成 27.4%、同反対 53.4%）

平成 8年

2月 法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申。

6月 世論調査（夫婦別姓賛成 32.5%、同反対 39.8%）

同月 自由民主党法務部会内に「家族法改正に関する小委員会」が
設置される。

平成 9年

3月 民主党が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を
第140回国会に提出。会期末に採決により、廃案となる。

6月 社会民主党と新党さきがけが議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第140回国会に提出。会期切れにより、廃案となる。

平成会が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第140回国会に提出。会期切れにより、廃案となる。

平成10年

6月 民主党，平和・改革，共産党，社会民主党，新党さきがけが議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第142回国会に提出する（審議は行われず，継続審議となるも，平成11年8月，第145回国会閉会により廃案となる）。

平成11年

12月 民主党，日本共産党，社会民主党，新党さきがけ等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第146回国会に提出（衆議院・参議院それぞれに提出）。衆議院提出分は継続審議となり，参議院提出分は会期切れで廃案となる。

平成12年

1月 民主党，日本共産党，社会民主党等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第147回国会に提出（参議院）。

5月 参議院法務委員会において審議。

6月 会期切れで衆議院提出分と共に廃案となる。

9月 男女共同参画審議会が夫婦同姓の見直しを含んだ答申（「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」）を公表。

10月 民主党，日本共産党，社会民主党等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第150回国会に提出（参議院）。会期切れで廃案となる。

12月 選択的夫婦別氏制度の導入の検討を含む男女共同参画基本計画が閣議決定される。

平成13年

5月 民主党，日本共産党，社会民主党等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第151回国会に提出（衆議院・参議院）。

6月 参議院法務委員会において提案理由説明。

公明党が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第151回国会に提出（衆議院）。

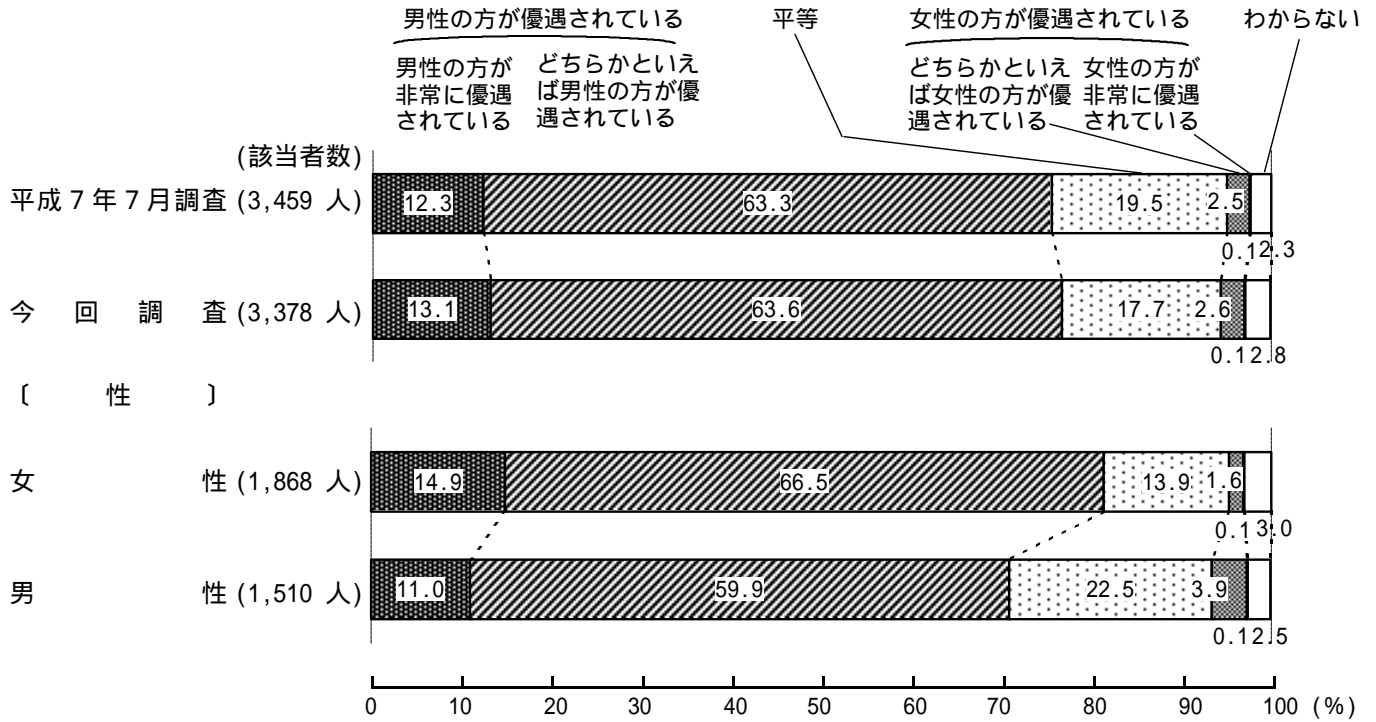
衆議院提出分2件（民主・共産・社民党案及び公明党案）は継続となり，参議院提出分は会期切れで廃案となる。

8月 世論調査（夫婦別姓賛成42.1%，同反対29.9%）

資料 7

「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年)(抄)

社会全体における男女の地位の平等観

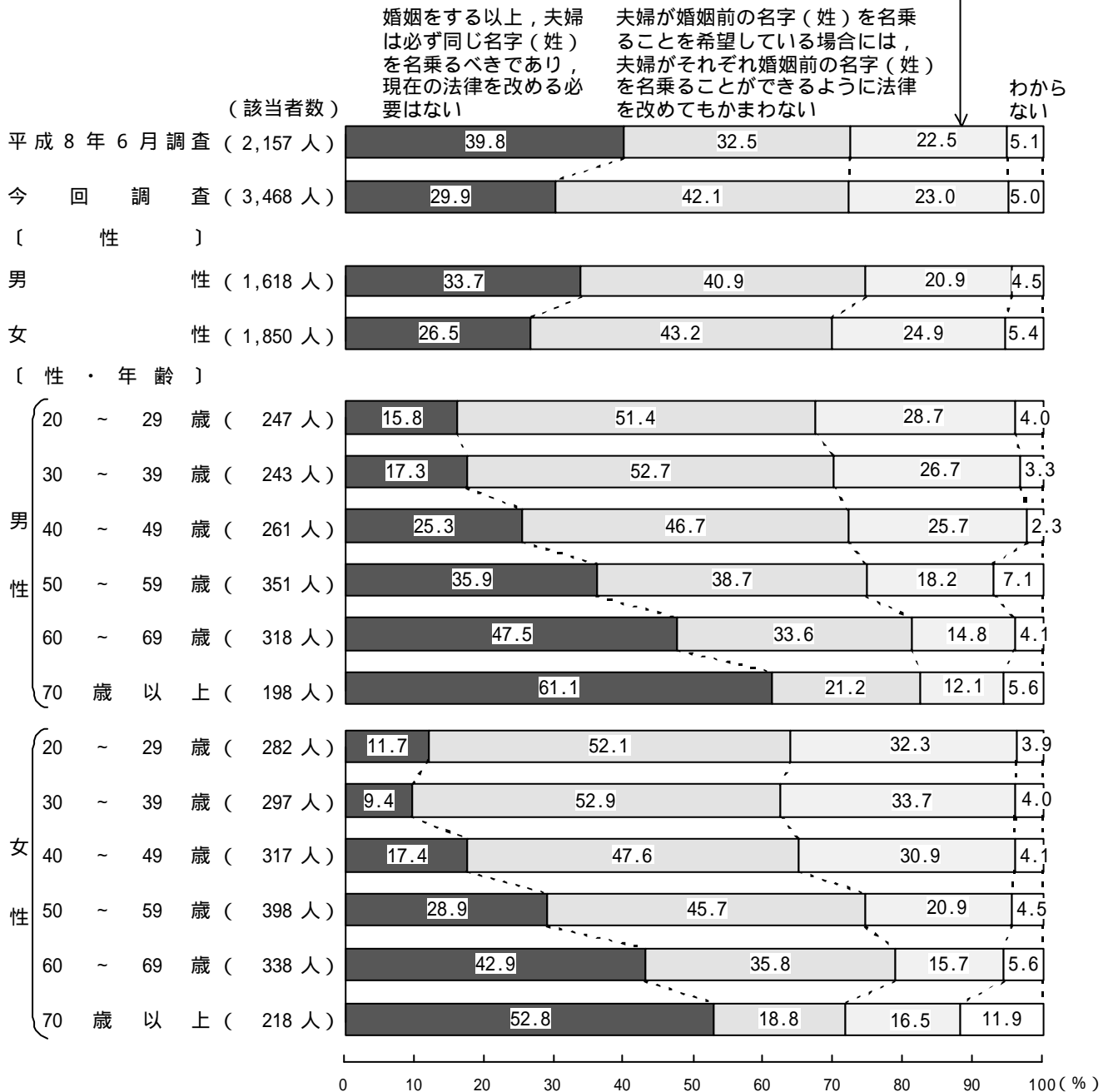


資料 8

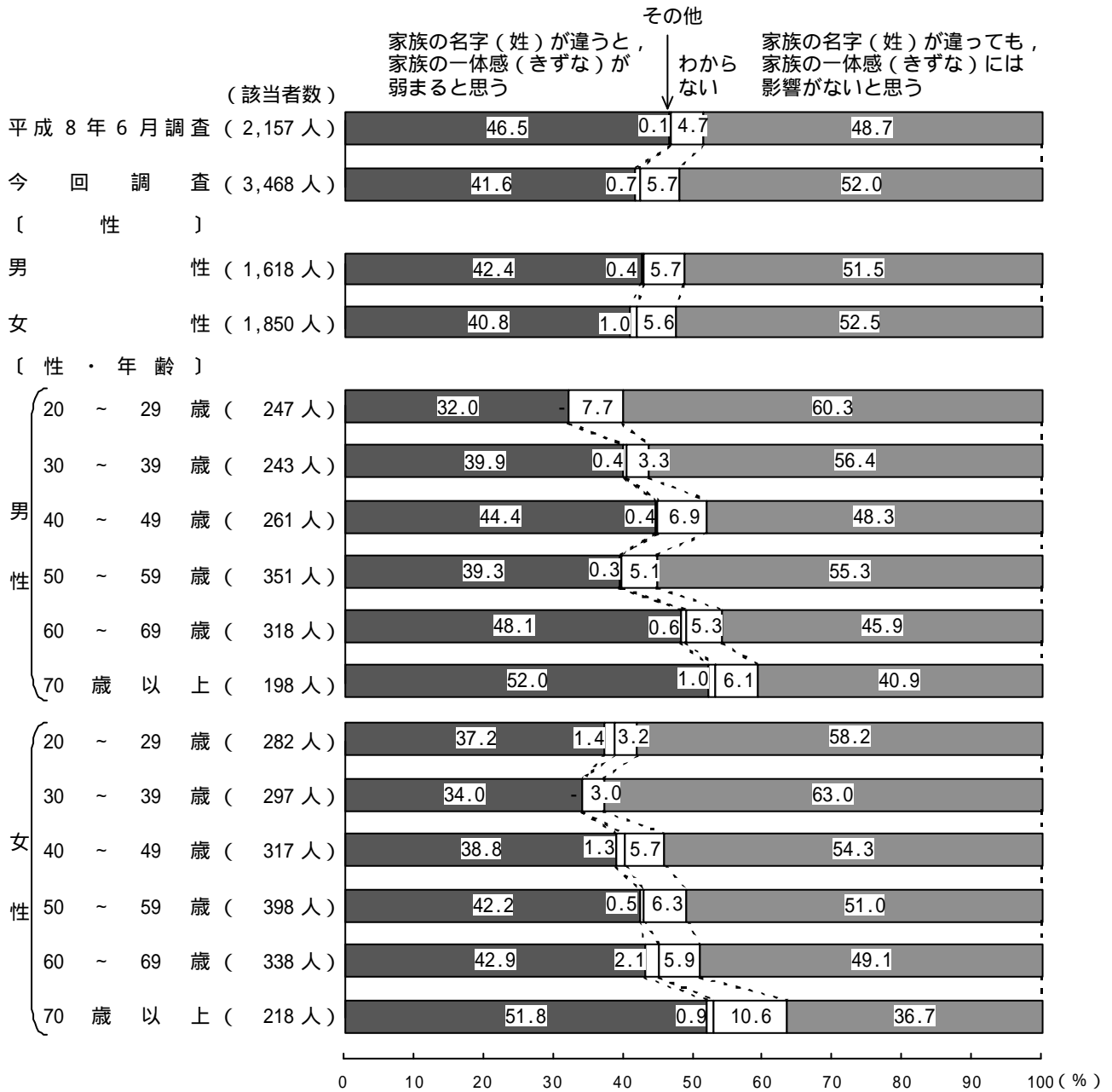
「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」（平成13年）（抄）

選択的夫婦別氏制度

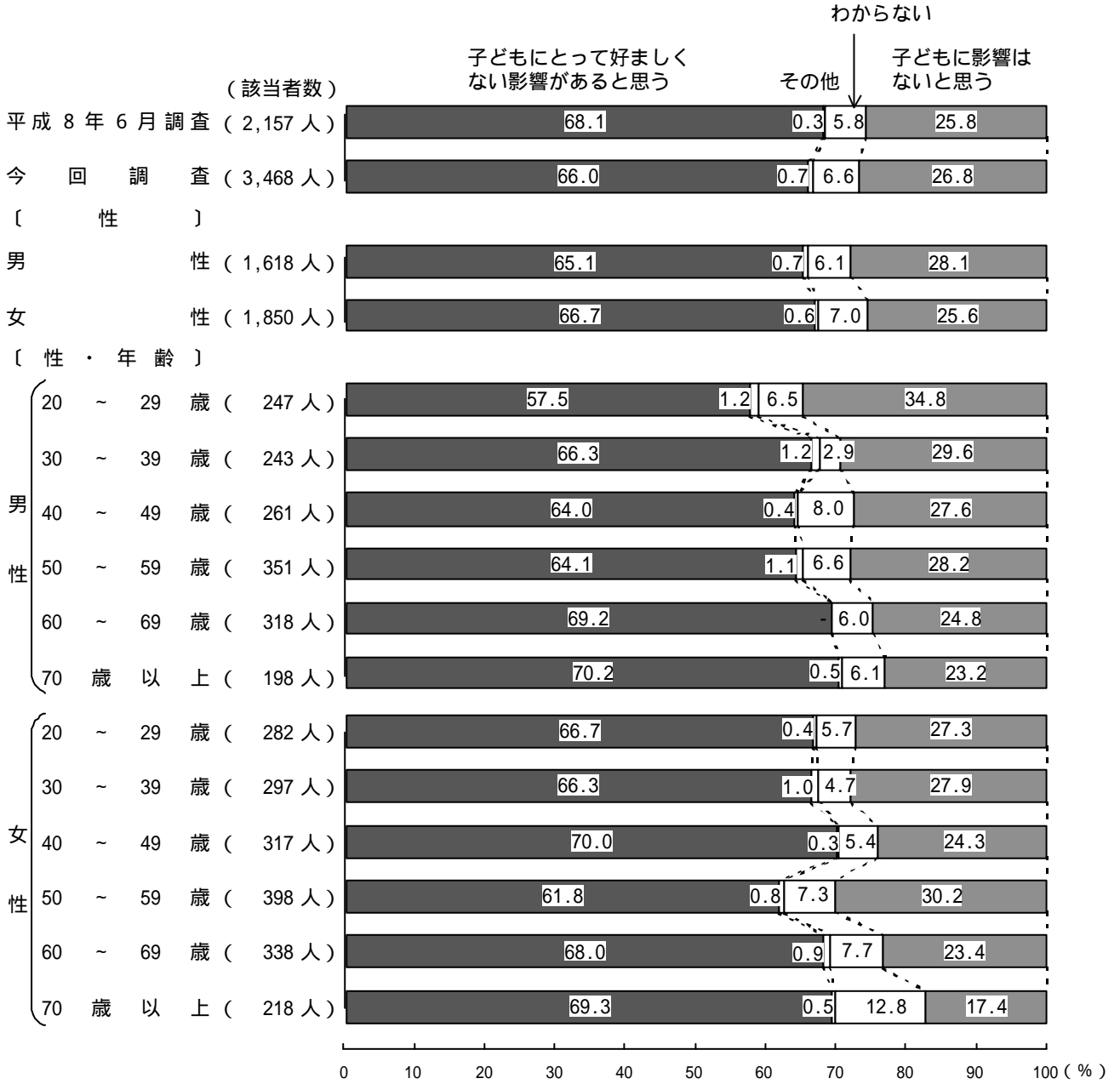
夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない



家族の一体感（きずな）



子どもへの影響



選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる 不利益についての事例募集の結果について

平成13年10月

1. 事例募集の趣旨

基本問題専門調査会では、現在検討を行っている選択的夫婦別氏制度について、議論の参考とするため、選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益についての体験・事例を、ホームページ、ファックス及び郵便により募集した。

募集期間は、平成13年8月1日（水）から8月31日（金）までの31日間。

2. 事例数

募集期間中、総計606通の応募があった。

性別にみると、女性が543通（約9割）、男性が58通（約1割）、不明が5通。

年代別にみると、30代が312通（52%）と最も多く、次いで20代が135通（22%）、40代が74通（12%）、50代が26通（4%）、60代が16通（3%）、70歳以上が5通（1%）となっている。（不明は38通、6%）

送付媒体別では、内閣府ホームページからが484通（80%）、ファックスが72通（12%）、郵便が50通（8%）となっている。

(別紙) 主な体験・事例の内容 (注: は男性から寄せられた事例)

1 職業生活上の不利益

研究者であるため姓を変えられない。姓を変えると論文の実績が途切れ、研究者にとっては死活問題である。

結婚前に知り合った人すべてに氏が変わったことを連絡するのは不可能であるので、氏の変更について連絡できなかった人が同業者の名簿等を見ても私であるということ認識できず、仕事のチャンスを逃しかねない。

発表論文等で旧姓を使っているが、外部から職場に問い合わせがあった時、そういう人物は存在しないということが生じる。また、(男性であるのに)論文の氏名と職場での氏名が異なっていることに驚かれ、そのたびに、説明を余儀なくされる。

結婚により改姓した女性研究者の論文をデータベース等で検索する場合、旧姓で発表された論文を検索することがまったくできないため、女性研究者の業績を網羅的に収集することは、極めて困難となっている。

弁護士は通称使用届を提出すれば通称での活動が可能だが、成年後見人に就任する場合被後見人への説明が困難。また、法人の清算人に就任する場合や破産管財人・清算人等として不動産を処分する場合も、登記がからむため、通称使用が困難になる。

通称使用を認めてきた企業では、データベースの一元化によって、「通称と戸籍名の使い分け」が逆に困難になっている。友人の勤める会社では、通称使用制度を検討し始めたところ、システム改修費が億単位になることが分かり、頓挫してしまった。

旧姓使用の届出をすれば社内での呼ばれ方や社員証の名称などを旧姓のままに統一することもできるが、給与振込口座の名称を婚姻後の姓に変えてしまうと旧姓使用が認められなくなってしまう。

会社扱いの傷害保険の請求をしたが、病院の診断書は(保険証が戸籍名であるため)新姓、傷害保険は(職場で旧姓を使用しているため)旧姓であり、本人であることを証明できるものを添付しなければならなかった。何かあるたびに、戸籍謄本や住民票を取りに会社を休んで行く必要があるのは、非常に負担である。

旧姓で働いている社員が海外の会議に招かれた。所持している身分証明書はすべて改姓後の名前だが、すべて旧姓で予約されていたため、やっとの思いで変更した。

現在、転職活動をしているが、希望欄に「旧姓で働きたい」と書いた場合、それにより不利益を受けている場合もある。また、不利益を受けるかも、などと考えると、言い出せないという人もいる。

2 婚姻に関するもの

(1) 婚姻の妨げとなっているとするもの

互いに長男、長女であるため、家の問題、親の問題、姓の問題でなかなか結婚に踏み切れない。まだ、お互いの両親に結婚したいことは言っていないが、親同士があげられません、いただきたい、と不仲になっている。

弟が今結婚を考えている女性は一人っ子で、その両親は弟に姓を変えて欲しいと思っている。しかし、弟までもが私に続いて姓を変えてしまうと、我が家の姓が途絶えてしまうため、弟もかなり悩んでおり、結婚になかなか踏み切れないでいる。

私自身は彼女の姓に変えてもいいと考えているが、長男であるため、私の親が反対している。何度も話し合いをしているが、私の姓を変えることはダメで、事実婚も認めてはもらえず、口げんかばかりの毎日で、八方ふさがりな状況となっている。

私は会社の代表取締役という立場にあり、会社の諸届けやあらゆるものの名義をすべて変更していかなければならないというわずらわしさと、私という存在を抹消していかなければならないということに対する寂寥感から、結婚を躊躇してしまう。

(2) いわゆる事実婚に伴うもの

事実婚をしているが、夫が死亡した場合、相続の権利が得られないため、自分も購入資金を出しているマンションに住めず、夫の生命保険ももらえず、遺族年金もない。

パートナーの病気や怪我、死亡時など、適切に対処できるか不安。法律婚をしていないという理由で、その場から締め出されてしまうのではないかと危惧している。

事実婚夫婦の子は通常「非嫡出子」扱いとなってしまう。夫婦がお互いに自分の子であると認めるためには、「認知」が必要だが、この場合親権の問題などもあり、その他煩雑な手続を要することも多く、同姓世帯に対する扱いとの差別を非常に感じる。

3 その他

以前からかかっていた総合病院に名字が変わって初めて診察に行ったが、以前かかっていた科のカルテが旧姓であるため探すのに時間がかかり、診療が翌日に持ち越しになり、完治するのに普通より時間がかかり、つらい思いをした。

通常は旧姓を使用しているが、保険証が戸籍名のため、病院に行くと、具合が悪いこともあり、いつも何度も呼ばれてようやく気付く状態。このため、診療が後回しになってしまったこともある。

法律上認められていない旧姓使用を続けることは、親族間でも摩擦を引き起こす。夫婦間で合意が取れていても、旧世代が多い親族間での理解が非常に得られにくい。

一つの選択として妻の姓を名乗ることを選んだだけなのに、婿養子だとか、その他冗談等で、様々な不愉快な言葉を聞かされた。

姑は私が改姓した途端「うちの嫁」と言っ、自分のやり方を押しつけるようになった。余りの理不尽さに姑とは別居し、大反対を押し切ってペーパー離婚をした。それから、支配感、上から人を見下す感覚がなくなった。

旧姓を使っている上で何度も「で、本名は？」と聞かれ、自分が愛着を持ち、仕事で使っている名前を「通称」扱いされることに非常にストレスを感じる。

医者になる前から結婚していた女性は、離婚して改姓したために患者から祝福の言葉責めに遭い、同僚からも、前の名字で呼ばれることが多く、精神的にもまだ立ち直っていなかったことから、結局、病院も医局も辞めてしまった。

国の行政機関での職員の旧姓使用について

平成 13 年 7 月 11 日
各省庁人事担当課長会議申合せ

職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 各府省は、2に定める文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載を行うこととする。
- 2 本申合せに言う「文書等」とは以下に掲げるものをさす。
 - (1) 職場での呼称
 - (2) 座席表
 - (3) 職員録
 - (4) 電話番号表
 - (5) 原稿執筆
 - (6) 人事異動通知書
 - (7) 出勤簿
 - (8) 休暇簿
- 3 上記1及び2は、上記2に定める文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の申出があった場合に、各府省が旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用の範囲を拡大することを妨げない。
- 4 各府省は、人事担当課等の職員を「旧姓使用担当相談官」（仮称）として任命し、各府省内における上記の方針の周知徹底及び職員からの相談等の業務を行わせしめることとする。
- 5 上記の内容は、平成13年10月1日より実施する。

各種国家資格における旧姓使用状況について

	弁護士	司法書士	公認会計士	税理士	建築士	教員
所管省・関係団体	日本弁護士連合会	日本司法書士会連合会	日本公認会計士協会	日本税理士会連合会	国土交通省	文部科学省
旧姓使用の現状	<p>・弁護士名簿への登録は、戸籍名。(日弁連会則第 18 条) ただし、連合会の会員名簿については旧姓(通称を含む)が可能。(日弁連登録第 658 号)</p>	<p>・司法書士名簿への登録は旧姓の併記が可能。(日司連登録事務取扱規則)</p>	<p>・公認会計士名簿へ登録する氏名は、戸籍によるものとされている。(公認会計士法、公認会計士登録規則)</p>	<p>・税理士名簿の登録は、戸籍名。 ・税理士証票の氏名は、税理士名簿と同一とする。(税理士法、同施行規則)</p>	<p>・免許の申請には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付することとなり、旧姓使用は不可。(建築士法、同法施行令、同法施行規則) ・免許証についても変更事項の書き換えが義務付けられており、名簿と同一の氏名でなければならぬ。</p>	<p>・免許状での旧姓使用は原則不可。(教育職員免許法) ・ただし、免許状の書換、再交付については強制されていない。</p>
その他			<p>・外国人については、外国人登録済証明書に記載された本名又は通称の使用可</p>	<p>・外国人については、外国人登録原票に記載事項証明書により税理士名簿への通称併記が可能。</p>	<p>・平成 14 年 4 月以降、旧姓使用が可能となるように建築士法施行規則を改正する予定。</p>	

注：一部でも旧姓が使用可能なものについては、全てにおいて旧姓が使用不可なものについては x を付している。

	医師	薬剤師	保健婦 助産婦 看護婦	理容師 美容師	管理栄養士	調理師
所管省・関係団体	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
旧姓使用の現状	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医籍、免許証での旧姓使用は原則不可。(医師法、同法施行令) ・ 免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(薬剤師法、同法施行規則) ・ 免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍、免許証での旧姓使用は原則不可。(保健婦助産婦看護婦法、同法施行令) ・ 免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(理容師法、同法施行規則、美容師法、同法施行規則) ・ 免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理栄養士名簿、登録証での旧姓使用は原則不可。(栄養士法、同法施行令) ・ 登録証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 *平成14年4月以降、登録証は免許証に変更予定 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(調理師法、同法施行令) ・ 免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人については、外国人登録原票に記載事項証明書により、通称との併記可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人については、外国人登録原票に記載事項証明書により、通称との併記可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人については、外国人登録原票に記載事項証明書により、通称との併記可。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士は、現在、免許証には戸籍上の氏名とされているが、平成14年4月以降、管理栄養士と同様の規定とする予定。 	

各種免許等における旧姓使用について

	住民票	パスポート	国際航空券	運転免許証	健康保険証	研究者 (科学研究費補助金)	公務員の職場での旧姓使用の公式承認
所管省庁	総務省	外務省	国土交通省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	各府省
根拠法令	住民基本台帳法	旅券法施行規則 処理基準	法的根拠はない。 氏名の表記方法 に関する IATA (国際航空運送 協会)IATAがある。	道路交通法第93条第1項 第4号	健康保険法、国民 健康保険法等		
旧姓使用の可・不可	×	旧姓使用の特例あり。	パスポートに準拠。	×	×	旧姓使用可能	10月1日より実施
旧姓使用が困難な理由等	そもそも市町村における居住関係の公証書類であり、現行法では、旧姓の概念がなく、記載することを想定していない。また、住所 地市町村が必ずしも旧姓の情報 を有していない ことがあり、困難。	・海外での活動に支障があるとの事由で、特別に旧姓併記を認めている。このため、国内で旧姓使用が認められない現状で、全ての申請者に旧姓併記を認めるのは困難	・出入国の関係上、パスポートと同一名を使用。 ・外国航空会社や代理店における旧姓併記の航空券の発券については、IATAの了解を得る必要があり直ちに実施することは困難。	・道路交通法は「免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日」の記載を要求しており、戸籍上の氏名を想定している。 ・現行法体系上「旧姓」概念がなく、法律上旧姓使用を認めたい例がなく、運用により対処することは困難。 ・旧姓併記については、7500万人の運転者を管理するシステム変更等を要する点から困難。	・健康保険法施行規則及び国民健康保険法施行規則により、被保険者証には被保険者又は被扶養者の氏名を記載しているが、現行法体系上「旧姓」概念がなく、旧姓を使用することを想定していない。	・平成12年度までは旧姓併記可。 ・平成13年度より旧姓のみによる表示も選択可能とした。	・平成13年7月11日、各省庁人事担当課長会議申合せを行い、職場での呼称、座席表、職員録、電話番号表、原稿執筆、人事異動通知書、出勤簿、休暇簿について旧姓使用を可能とし、その他についても各府省の判断により、旧姓使用範囲の拡大を妨げないこととした。

資料13

日本国憲法（昭和21年11月3日公布）抄

第三章 国民の権利及び義務

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

資料14

夫の氏・妻の氏別にみた婚姻件数

	実 数			構成割合 (%)		
	総 数	夫の氏	妻の氏	総 数	夫の氏	妻の氏
昭和49年	868,580	859,417	9,163	100.0	98.9	1.1
50	941,628	930,133	11,495	100.0	98.8	1.2
51	871,543	860,485	11,058	100.0	98.7	1.3
52	821,029	810,509	10,520	100.0	98.7	1.3
53	793,257	782,898	10,359	100.0	98.7	1.3
54	788,505	778,161	10,344	100.0	98.7	1.3
55	774,702	764,362	10,340	100.0	98.7	1.3
56	776,531	766,118	10,413	100.0	98.7	1.3
57	—	—	—	—	—	—
58	762,552	751,920	10,632	100.0	98.6	1.4
59	739,991	729,383	10,608	100.0	98.6	1.4
60	735,850	725,010	10,840	100.0	98.5	1.5
61	710,962	700,288	10,674	100.0	98.5	1.5
62	696,173	681,098	15,075	100.0	97.8	2.2
63	707,716	691,674	16,042	100.0	97.7	2.3
平成元	708,316	691,956	16,360	100.0	97.7	2.3
2	722,138	705,630	16,508	100.0	97.7	2.3
3	742,264	724,829	17,435	100.0	97.7	2.3
4	754,441	735,608	18,833	100.0	97.5	2.5
5	792,658	772,952	19,706	100.0	97.5	2.5
6	782,738	762,602	20,136	100.0	97.4	2.6
7	791,888	770,908	20,980	100.0	97.4	2.6
8	795,080	773,375	21,705	100.0	97.3	2.7
9	775,651	753,987	21,664	100.0	97.2	2.8
10	784,595	762,560	22,035	100.0	97.2	2.8
11	762,028	739,224	22,804	100.0	97.0	3.0
12	798,138	774,010	24,128	100.0	97.0	3.0

資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

夫婦の氏に関する各国法制

婚氏制	国名	夫婦の氏（姓）に関する法律等
同氏制	日本	夫又は妻の氏を称する。
	トルコ	妻は夫の氏を称する。
	インド	妻は夫の氏を称する。
選択制	ドイツ	夫又は妻（同姓）若しくは各自の姓（別姓）を称する。 姓を改めた者は，二重姓も認められる。 （1993年別姓を選択できる法律可決）
	スウェーデン	夫又は妻（同氏）若しくは各自の氏（別氏）を称する。 自己の氏又は相手の氏を中間氏とすることもできる。 （1983年氏名法）
	フランス	各自の氏（別氏）を称するが，妻は婚姻中夫の氏を称する権利を有する。
	オーストリア （夫の氏が優先）	夫又は妻の氏（その決定がない場合は夫の氏）を称する（同氏）。 自己の氏を後置することもできる。 （1995年氏名法変更法93条）
	スイス （夫の氏が優先）	夫の氏を称するが，正当な利益があれば，妻の氏を称することもできる（同氏）。 自己の氏を前置することもできる。 （1984年改正）
	オランダ （夫の氏が優先）	妻は夫の姓（同姓）又は自己の姓（別姓）を称する。 妻は自己の姓を後置することもできる。 （民法典第1巻第9条）
	別氏制	韓国
中国		各自の氏を称する。
加ダ（ケベック州）		各自の氏を称する。
その他	イギリス	不当な目的でない限り，自由に氏を選択する権利を有するが，妻が夫の氏を称するのが通例。
	アメリカ	州によって制度が異なり，制定法を有する州もある。